

医療費個人未収金の回収業務の委託について（お知らせ）

地方独立行政法人宮城県立病院機構及び県立3病院（循環器・呼吸器病センター，精神医療センター，がんセンター）では，回収が困難となっている医療費個人未収金について，平成26年4月1日から，下記弁護士法人に委託することにしましたのでお知らせします。

当機構における医療費自己負担金の未払い（個人未収金）につきましては，多くの場合速やかにお支払いただいておりますが，電話や文書等による請求にもかかわらず，長期にわたってお支払いが滞る事例もあり，このような未収金の縮減が病院経営の課題となっております。

そこで，病院経営の健全化と，適切にお支払いただいている患者の皆様との公平性の確保のために，一部の回収業務を弁護士法人に委託しました。

当機構からの再三の請求に対して，お支払いいただけない場合，誠に不本意ではございますが弁護士法人に委託いたしますので御承知ください。

地域の方々へのより良い医療サービスの提供のため，何とぞご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

【回収業務委託先】

弁護士法人 舘野法律事務所
弁護士 舘野 完

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号
南雲ビル2階・4階

TEL 03-3797-3768

平成26年4月1日

地方独立行政法人
宮城県立病院機構理事長